

令和3年（2021年）度

放課後児童健全育成事業

大津市立児童クラブ入所案内

【概要と登録手続案内】



大津市福祉子ども部児童クラブ課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

☎077-528-2776

【 目 次 】

◇	児童クラブの概要	1~2
◇	令和3年度 登録申請受付期間	3~4
◇	申請時に必要な書類	5
◇	延長保育の利用手続き	6
◇	登録抹消（退所）手続き	6
◇	保護者負担金の納付方法	7
◇	保育料及び登録料の減免	8~9
◇	通所登録申請書記入例	10
◇	延長保育利用承認申請書記入例	11
◇	保育料等減免申請書記入例	12
◇	大津市立児童クラブ一覧	13

児童クラブの子どもたち

「ただいま！」子どもたちが、学校から元気に帰ってくると、支援員が

「おかえり！」と迎えます。

児童クラブは、子どもたちにとって、ほっとできる場所です。

子どもたちは、友だちと遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりして、
夕方まで過ごしています。

また、年間を通じて、楽しい活動や取り組みもあり、いきいきとした
生活をくりひろげています。

※ この【入所案内】は登録手続き後も必要ですので、大切に保管してください。

◇ 児童クラブの概要 ◇

【1】児童クラブとは

保護者が労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。市立の児童クラブは市内37か所（13ページ参照）に、また民間の児童クラブは令和2年10月現在、市内24か所にそれぞれ開設しています。

（以下は市立の児童クラブについての説明です。民間の児童クラブについては、それぞれのクラブにお問い合わせください。）

【2】通所の資格

小学校等に就学している第1学年から第6学年の児童で、本市に住所を有し、保護者のいずれもがそれぞれ次のいずれかに該当することにより、家庭において保育を受けることが困難な児童に通所の資格があります。

- （1）昼間労働することを常態としていること。（月15日以上かつ1日実働5時間以上）
- （2）妊娠中（産前8週）であるか、又は出産後8週間を経過しないこと。
- （3）疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること。
- （4）同居の親族を常時介護していること。
- （5）災害等に罹災し、復旧に当たっていること。
- （6）上記（1）から（5）のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。

※申請時または通所中の資格に変更があった時は各児童クラブへ速やかに連絡し、変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。資格が確認できない場合は退所していただきます。

【3】開所時間

開所日	開所時間
通常（学校のある日）	11時00分～18時00分
土曜日	8時30分～18時00分
小学校の振替休業日	8時00分～18時00分
夏・冬・春休みの期間（土曜日を除く）	8時00分～18時00分

※原則上記表のとおりですが、行事や災害などにより各クラブによって開所時間が変更になることがあります。

【4】休所日

日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12/29～1/3）
その他、市長が特に必要があると認める場合、臨時に休所します。

【5】延長保育

開所日の月曜～金曜の18時以降に保育を必要とする児童を対象とします。事前に利用申込みが必要です。詳細は、6ページにある「延長保育の利用手続き」をご覧ください。

【6】保護者負担金

登録料 児童1人につき、10,000円（はじめて登録を受ける場合）

保育料 児童1人につき、月額10,000円

間食費（おやつ代） 児童1人につき、月額2,500円～3,000円程度
（児童クラブの開所日数により変動します）

令和3年度	月（開所日数）	間食費	月（開所日数）	間食費
	4月分（25日）	2,750円	10月分（26日）	2,860円
	5月分（23日）	2,530円	11月分（24日）	2,640円
	6月分（26日）	2,860円	12月分（24日）	2,640円
	7月分（25日）	2,750円	1月分（23日）	2,530円
	8月分（25日）	2,750円	2月分（22日）	2,420円
	9月分（24日）	2,640円	3月分（26日）	2,860円

延長保育料 18時30分まで利用 児童1人につき、月額1,000円

19時00分まで利用 児童1人につき、月額2,000円

※月の途中（15日）から延長保育を利用する場合、延長保育料は半額で負担いただきます。

※間食費の減額（欠席届）について

連続して6日以上（休所日を除く）欠席する場合は、欠席する日の10日前までに（病気やけが等の特別な理由の場合は、発生後速やかに）、各児童クラブへ欠席届を提出するか、インターネット（大津市ホームページ）より欠席の電子申請をしてください。欠席期間の間食費を減額します。欠席届の提出がない場合は、該当されていても減額できません。

なお、欠席届を提出した期間中に、急遽保育が必要となった場合は、児童クラブにご連絡のうえ、通所することは可能ですが、間食費の減額は適用されなくなりますのでご注意ください。

【7】通所可能な児童クラブ

原則として、通学している小学校区の児童クラブもしくは居住学区の児童クラブとなります。転居等の特別な事情がない限りは、一度登録した児童クラブの変更はできません。

◇ 令和3年度 登録申請受付について ◇

大津市立児童クラブへの通所登録を希望される方は、下記の日程で受付を行いますので、通所登録申請書（または通所登録継続申出書）にご記入の上、申請期間内に必要書類を全てそろえてお申し込みください。申請期間を過ぎると受付はできません。また、申し込み期間は災害などの社会状況により前後することもございますので、最新情報を広報おおつやホームページにてご確認ください。

【1】 新年度4月1日通年入所申請期間

新年度入所	受付期間	受付場所・時間
4月1日入所 (新規・再登録)	令和3年1月4日(月) ～ <u>令和3年1月29日(金)</u> ※受付期間を過ぎてからの申込は、 <u>5月1日以降</u> の入所登録となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時(土日祝日除く) ・各市立児童クラブ ① 11時～13時 (土日祝日を除く平日) ② 9時～13時(土曜日のみ)

※支所及び郵送では受付できません。

※受付期間の後半は混み合いますので、なるべく該当月の中旬ごろまでにお申し込みいただきますようご協力をお願いします。

※各児童クラブでの受付については、児童の保育中は対応できない場合がございます。できるだけ保育時間を避けていただき、市役所での申請にご協力いただきますようお願いいたします。

【2】 年度途中の通年入所申請

＜受付期間＞入所希望月の前月15日まで

＜受付場所＞市役所別館1階・児童クラブ課

＜受付時間＞9時～17時(土日祝日は除く)

＜入所日＞毎月1日 *月の途中での入所はありません。

※就労開始（または育児休業・病休等からの復帰）で入所を希望される場合は、就労開始日によって申請受付期間、入所可能月が異なりますので、申請の際は就労開始（または育児休業・病休からの復帰）日にご注意ください。

就労開始日 (育休・病休復帰日)	申請受付期間	入所可能月
1日～15日	就労開始(育休・病休復帰)月の 前月15日まで	就労開始月の1日から
16日～31日	就労開始(育休・病休復帰)月の 15日まで	就労開始月の次月の1日から

【3】 継続入所申請

通所中の児童が新年度も継続して通所を希望する場合、継続の申出が必要です。11月に通所の要件の確認作業とともに継続の意思確認を行います。継続の申出がないと新年度の4月1日から通所することはできません。

【4】 期間入所申請

通年入所中であれば、長期休暇中も利用できます。夏・冬・春休みの期間のみ入所する場合は、下記のとおり期間内にお申込ください。

入所期間	申請受付期間	受付場所
夏休みの期間入所 参考：大津市立小学校 は7/21～8/31	令和3年5月20日(木)～ 6月10日(木)まで ※入所に十分な準備期間が必要なため、受付期間が早く なっています。締め切り厳守でお願いします。	・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 9時～17時 (土日祝日除く) ・各市立児童クラブ ①11時～13時 (土日祝日を除く平日) ②9時～13時 (土曜日のみ) ※時間等は変更の場合 があります。
冬休みの期間入所 参考：大津市立小学校 は12/24～1/6	令和3年10月25日(月)～ 11月15日(月)まで ※入所に十分な準備期間が必要なため、受付期間が早く なっています。締め切り厳守でお願いします。	市役所児童クラブ課 9時～17時 (土日祝日除く)
春休みの期間入所 参考：大津市立小学校 は春3/25～4/7	令和4年1月20日(木)～ 2月10日(木)まで ※入所に十分な準備期間が必要なため、受付期間が早く なっています。締め切り厳守でお願いします。	市役所児童クラブ課 9時～17時 (土日祝日除く)

◇ 申請時に必要な書類 ◇

【1】 大津市立児童クラブ通所登録（継続）申請書

児童一人につき1枚の提出が必要です。当該申請書をそのまま児童台帳として使用いたします。市役所児童クラブ課または各児童クラブでお渡しします。（記入例：10ページ）

【2】 保護者の就労状況証明書・その他証明する書類

労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難であることを証する書類が必要です。証明書等必要書類がない場合は受付ができません。証明日が直近のものを、必ず添付してください。証明書等の取得に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってご準備ください。通所の資格によって、以下のとおり提出書類が異なります。

通所の資格	必要書類
(1) 昼間労働することを常態としていること (1日実働5時間以上かつ1ヶ月15日以上)	保護者の就労状況証明書（自営の方は開業証明書等の客観的資料が必要です） 必要に応じてシフト表や出勤簿等 ※申請時に就労予定の場合は、就労開始後に証明の再提出が必要です。
(2) 妊娠中であるか、又は出産後8週間を経過しないこと	母子手帳（写）（産前8週間以前の場合、保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等）
(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること	保育が困難な状況※及び期間がわかる診断書等
(4) 同居の親族を常時介護していること	被介護者の診断書等、介護により保育が困難な状況※等があわせて記載されている文書等
(5) 火災、風水害等の災害に被災し、復旧にあたっていること	り災証明等および復旧の従事状況がわかるもの
(6) 上記のほかに、これらに類するものとして市長が認める状態にあること	上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの

※保育が困難な状況として「保育等の軽減を必要とする」「療養のため保育施設等を利用することが望ましい」等の保育が困難であることの明記が必要です。（症状のみや就労が困難である記載だけでは審査できません。）

※通所中に資格の変更があった時は各児童クラブへ速やかに連絡し、変更後の通所資格が確認できる書類の提出が必要です。資格が確認できない場合は退所していただきます。

【3】 口座振替依頼書

新規申請の方及び再登録で口座の変更を希望する方は、必要事項を記入（1部につき児童2人まで記入可）し、取扱金融機関で手続きをしてください。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」の本人控えを、必ずお持ちください。確認後、写しをとらせていただき、原本はご返却いたします。

【4】 延長保育利用承認申請書

開所日の月曜～金曜の18時以降に保育を必要とする児童を対象とします。利用を希望する場合は、あわせてご提出ください。延長保育の詳細については6ページをご覧ください。

★申請に行く前に再度、通所要件をご確認いただき、書類がすべて揃っていることをお確かめの上、受付場所へご持参ください。

◇ 延長保育の利用手続き ◇

【1】受付期間と場所

延長保育の利用を希望される方は事前に「延長保育利用承認申請書（記入例：11ページ）」を下記のとおり市役所児童クラブ課または各児童クラブへ提出するか、インターネットより電子申請してください。

利用開始日	受付期間	受付場所・時間
1日（月初）からの利用申請	利用希望月の前月の1日～15日 （日祝日の場合は直前の開所日）	・市役所児童クラブ課 （別館1階） 9時～17時 （土日祝日は除く）
15日からの利用申請	利用希望月の前月の16日～末日 （日祝日の場合は直前の開所日）	・各児童クラブ 11時～18時 （日祝日は除く）

【2】延長保育利用時間および保育料

(1)月曜から金曜までの18時00分から18時30分まで 月額1,000円

(2)月曜から金曜までの18時00分から19時00分まで 月額2,000円

※原則お迎えです。土曜日の延長保育はありません。

※月の途中（15日）からの利用や冬・春休み入所、転出などにより月の途中（14日まで）に利用承認が取消された場合は半額とします。

※利用承認期間中は利用がなくても延長保育料がかかります。

【3】利用時間の変更

利用時間の変更は、毎月1日からの変更のみ受け付けています。「延長保育利用変更（中止）承認申請書」を変更希望月の前月の15日（日祝日の場合は直前の開所日）までに届け出てください。インターネットより電子申請も可能です。（例：4月から18時30分までの延長を利用しており、9月1日から利用時間を19時までに変更したい場合は、8月15日までに申請が必要）

【4】延長の中止

利用の中止は原則として月末のみです。「延長保育利用変更（中止）承認申請書」を変更希望月の15日（日祝日の場合は直前の開所日）までに届け出てください。インターネットより電子申請も可能です。（例：9月末で中止の場合は9月15日までに申請が必要）

※延長の中止を行った場合、再度延長保育を利用するには利用申請が必要になります。

◇ 登録抹消（退所）の手続き ◇

【1】毎月月末が退所日となりますので、「通所登録抹消申出書」を退所予定日の10日前までに各児童クラブ又はクラブ課へ提出するか、インターネットより電子申請してください。

【2】他市への転出や入所要件がなくなった場合は月の途中での抹消が可能です。月の途中での登録抹消の場合は、保育料及び間食費を開所日数による日割計算（一日あたり保育料500円、間食費110円）を行い、当該月の口座振替日に引き落とします。

【3】抹消届の提出がない場合は、在籍されているものとして保育料等を徴収します。

◇ 保護者負担金の納付方法 ◇

【1】納付方法

保育料、間食費、登録料及び延長保育料のすべての負担金を登録の口座より振替します。

口座振替日は毎月月末（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）です。

<令和3年度口座振替日>

	口座振替日		口座振替日
4月分	4月30日（金）	10月分	11月 1日（月）
5月分	5月31日（月）	11月分	11月30日（火）
6月分	6月30日（水）	12月分	1月 4日（火）
7月分	8月 2日（月）	1月分	1月31日（月）
8月分	8月31日（火）	2月分	2月28日（月）
9月分	9月30日（木）	3月分	3月31日（木）

※口座振替日に残高不足等で引き落としができなかった場合、納付書を送付しますので、速やかに
お支払いください。

【2】取扱金融機関

滋賀銀行 みずほ銀行 関西みらい銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫
京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 京滋信用組合 滋賀県民信用組合 近畿労働金庫
近畿産業信用組合 三井住友信託銀行 三菱UFJ銀行 レーク大津農業協同組合
滋賀中央信用金庫 近畿二府四県内のゆうちょ銀行 の各金融機関の本店及び支店

【3】口座振替の変更手続きについて

- ① 口座名義、銀行、支店等を変更する場合は、改めて「口座振替依頼書」の手続きが必要です。
- ② 次年度以降継続して入所される場合、変更がなければ手続きは不要です。

【4】注意事項

①登録料及び保育料

登録料は1ヶ月、保育料は3ヶ月以上滞納となった場合、通所登録抹消の措置をとらせていただくことがあります。

②督促手数料及び延滞金

保育料等を滞納されると、督促手数料および延滞金が加算されます。

◇ 保育料及び登録料の減免 ◇

【1】減免申請について

減免対象になる方で減免を希望される方は、通所登録決定後に減免申請書の提出が必要です。
 「児童クラブ保育料等減免申請書」は児童クラブ課または各児童クラブにあります。必要事項を記入し、児童クラブ課または各児童クラブに提出してください。

※申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、月をさかのぼっての減免適用はできませんのでご注意ください。（記入例：12ページ）

	減免対象	減免区分	内 容
①	生活保護法の規定により保護を受けている場合	免除	保育料 10,000円 → 0円 登録料 10,000円 → 0円
②	保護者のいずれもが平成31年1月～令和元年12月までの所得に係る令和2年度市民税が非課税である（市民税がかかっていない）場合		
③	児童が負傷又は疾病のため全月（1日～31日）にわたって欠席した場合	免除	該当月分のみ 保育料 10,000円 → 0円
④	災害その他特別の事情がある場合	免除 又は 減額	必要と認められる額を減免
⑤	①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合 ※ひとり親家庭等とは、母子（父子）の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯	減額	保育料の1/5に相当する額
⑥	児童が兄弟姉妹で2人以上クラブに通所登録している場合 （兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象）	減額	（最年少児童以外の兄弟） 保育料の1/5に相当する額
⑦	ひとり親家庭等に属しかつ兄弟姉妹で通所登録している場合	減額	（最年少の児童） 保育料の1/5に相当する額 （最年少児童以外の兄弟） 保育料の2/5に相当する額

【2】注意事項

- ① 令和2年度の市民税（平成31年中の所得にかかる市民税）が非課税であるため免除申請される場合や生活保護、ひとり親、その他特別の事情のある場合の減免申請についても、その状況に関する公簿の確認が必要になるため、申請書の同意書欄に署名してください。
- ② 令和2年1月2日以降に大津市へ転入された方で非課税を理由に減免申請される場合は、前住所地の市町村で、令和2年度（平成31年分）の非課税証明書を取り寄せていただき、減免申請書と併せて提出してください。
- ③ 婚姻歴のないひとり親家庭の方で、寡婦（寡夫）控除があるものとみなして基準となる市民税を計算した場合に非課税の扱いとなる方は、減免制度が適用できる場合があります。「(4) その他特別の事情」を理由としてチェックしてください。
- ④ 減免申請は、毎年度または通所登録申請の都度に提出が必要です。前年度に減免の適用を受けていた方も、必ず申請書を提出して下さい。
- ⑤ 保育料等の減免は、申請書を提出いただき、審査のうえ決定いたします。決定した場合は、申請書を受理した月からの適用となります。申請がない場合は、該当されていても減免の適用はできません。また申請書の提出が遅れた場合、月をさかのぼっての減免適用はできませんので、ご注意ください。
- ⑥ 減免申請書は児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ⑦ 減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに児童クラブ課または各児童クラブへ届け出てください。連絡がない場合でも、上記の変更等が明らかになったときは決定を取り消しまたは変更し、さかのぼって保育料等を納付いただくことがあります。
- ⑧ 延長保育料の減免はありません。

記入例

大津市長

令和〇年〇月〇日

どちらかを〇で囲む

新規

再登録

大津市立児童クラブに通所したいので、大津市立児童クラブ条例第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて通所登録を申請します。

どちらかを〇で囲む

※ 太線の枠内を記入して下さい。

登録希望児童氏名	(フリガナ) オオツ 〇〇タ 大津 〇〇太	性別	生年月日	兄弟姉妹で2人以上の申請	有・無	
		男・女	平成〇年〇月〇日	希望する児童クラブ名		
		小松	小学校 1 年生	小松 児童クラブ		
保護者	(住所) 〒 520- 0501 大津市 北小松 〇〇〇	(氏名) フリガナ	オオツ ××オ 大津 ××男			
		就労先電話番号(077) ΔΔΔΔ-0000 (直通)				
		(氏名) フリガナ	オオツ 〇〇コ 大津 〇〇子			
	自宅電話番号(077) 〇〇〇-0000	就労先電話番号(077) 〇〇〇〇-ΔΔΔΔ (直通)				
登録希望期間	令和 〇 年 4 月 1 日 から 令和 〇 年 3 月 31 日まで					
登録希望理由	具体的な理由 [子どもの帰宅時に保護者のいずれもが就労しており、家庭で保育できないため。] ※「集団生活に慣れる」「兄弟と一緒に通所する」「異年齢との関わりを持つ」等の理由は該当しません 緊急時連絡先は携帯電話等の必ず連絡がとれる番号を記入する					
家族の状況(同居されている方もご記入ください)	児童との続柄	氏名	年齢	職業等	緊急時連絡先	備考(勤務先等)
	父	大津 ××男	38	会社員	090-xxx x-0000	(株)〇×大津支店
	母	大津 ΔΔ子	37	看護師	080-000 0-ΔΔΔΔ	〇×病院
	祖父	大津 Δ〇	68	会社員	090-xxx x-0xx0	〇〇(株)滋賀支店
	祖母	大津 Δ×	66	パート	090-xxx 0-00xx	〇×会社
	兄	大津 〇〇	9	小学4年生		自宅で過ごせる
	本人	大津 ΔΔ太		小学1年生		
妹	大津 〇×	3	保育園		〇〇保育園	
備考	通所を開始する年度の 児童本人も記入する 新年度の学年を記入する 会社名・支店名等も記入する ※ この欄は、記入しないでください。					
新規	登録年月日	登録抹消年月日	備考		受付印	
再登録	令和 年 月 日	令和 年 月 日				

大津市立児童クラブ延長保育利用承認申請書

○年 ○月 ○日

(宛先)

大津市長

住 所 大津市北小松〇〇〇

保護者氏名 大津 ××男

電話番号 (077) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

延長保育を利用したいので、大津市立児童クラブ条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

フリガナ 児童氏名	オオツ 〇〇子 大津 〇〇子	生年月日	平成 ○年 ○月 ○日
児童クラブ名	大津市立 小松 児童クラブ	1 学年	
利用時間	午後6時から <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで <input checked="" type="checkbox"/> 午後7時まで ※必ずどちらかの□にレ印をお願いします。		
利用希望期間	令和 ○年 ○月 ○日 ~ 令和 ○年 ○月 ○日		
申込理由	帰宅に時間を要し、両親ともに残業があるため		

(保護者の勤務状況)

保護者氏名	大津 ××男 続柄(父)	大津 〇〇子 続柄(母)
勤務先名称	(株)〇×大津支店	〇×病院
所在地	大津市里一丁目〇×	大津市南小松〇〇×
連絡先	Tel. 077 (△△△△) 〇〇〇〇	Tel. 077 (〇〇〇〇) △△△△
勤務時間	9時00分から18時00分まで	8時30分から17時30分まで
時間外・変則勤務の状況	毎日2~3時間の時間外勤務あり	毎日1時間の時間外勤務あり 月に2回の宿直勤務及び夜勤あり
勤務先から児童クラブまでの交通手段と所要時間	交通手段 車 所要時間 1 時間 10 分	交通手段 徒歩、電車 所要時間 時間 30 分

※承認期間中は、利用の有無にかかわらず延長保育料が発生します。

※この欄は記入しないでください		受付印
新・再	入力	
継	/	

大津市立児童クラブ保育料等減免申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大津市長

記入用
(住所変更申請の紙に提出が必要です)

住 所 大津市 御陵町 3-1

保護者氏名 大津 太郎

電話番号 (077) 528 - 1234

児童1人につき1枚申請書を提出してください

大津市立児童クラブの保育料等の減免を受けたいの規定により、次のとおり保育料等の減免を申請します。

児童氏名	大津 くらぶ	生年月日	平成 24 年 10 月 10 日
児童クラブ名	大津市立 長等 児童クラブ		1 学年
減免等の内容	<input type="checkbox"/> 登録料及び保育料の免除 <input checked="" type="checkbox"/> 保育料の減額		
保育料の減免の申請期間	令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで		
申請理由	<input type="checkbox"/> (1)生活保護法による保護を受けているため <input type="checkbox"/> (2)前年度分の市民税が(平成31年中の所得に基づくものをいう)非課税であるため ※ 令和2年1月2日以降、大津市に転入された方は、前住所地の市区町村で令和2年度の市民税非課税証明書を取り寄せて、添付してください。 <input type="checkbox"/> (3)負傷又は疾病のため全月にわたって児童クラブを欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで)(傷病名: <input type="checkbox"/> (4)災害その他特別の事情があるため (下記のとおり) ※ 下記の□のいずれかにレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 不慮の災害により生活の基礎となる資産に重大な損害を受けたため <input type="checkbox"/> 児童がいわゆる不登校により全月にわたって欠席したため <input type="checkbox"/> 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで母(父)となったひとり親で、寡婦(寡夫)控除の適用があるとみなして市民税額を計算した場合に非課税の扱いとなる者に該当するため <input type="checkbox"/> (5)ひとり親家庭等であるため ※「ひとり親家庭等」とは母子(父子)の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定を受けた世帯です。 <input type="checkbox"/> (6)兄弟姉妹が同じ児童クラブに通所しているため ※ 兄弟姉妹のうち最年少の児童以外の児童が対象です。		
同意書	保育料等減免の決定のために必要があるときは、市長がその職員をして私及び私と同一世帯を構成する者の市民税の課税状況、生活保護の受給状況及び身分関係に係る公簿を閲覧させることについて同意します。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 住 所 大津市 御陵町 3-1 保護者氏名 大津 太郎 印		

該当するすべての申請理由および減免等の内容の□にすべてレ印を付けてください

申請理由の(1)(2)(4)(5)に該当する方は同意書に記入してください

押印をお願いします

備考 1 該当する申請理由の□に、レ印を付けてください。
 2 申請理由の(1)、(2)、(4)及び(5)に該当し、公簿の閲覧に同意される方は、同意書に署名、押印してください。

◇大津市立児童クラブ一覧◇

児童クラブ名	住 所	電話番号
小松児童クラブ	南小松1156番地の2	596-2501
木戸児童クラブ	木戸267番地	592-0166
和邇児童クラブ	和邇高城50番地の3	594-3919
小野児童クラブ	水明一丁目37番地1	594-4657
伊香立児童クラブ	伊香立下在地町1222番地の1	598-2266
真野児童クラブ	真野四丁目6番17号	572-0230
真野北児童クラブ	緑町15番17号	572-4255
堅田児童クラブ	本堅田三丁目8番3号	572-2522
仰木児童クラブ	仰木四丁目15番8号	572-1121
仰木の里児童クラブ	仰木の里四丁目4番1号	574-1870
仰木の里東児童クラブ	仰木の里東六丁目1番2号	572-3110
雄琴児童クラブ	雄琴二丁目16番1号	578-5860
日吉台児童クラブ	日吉台三丁目33番4号	579-5168
坂本児童クラブ	坂本三丁目12番57号	578-6468
下阪本児童クラブ	下阪本四丁目10番1号	578-4246
唐崎児童クラブ	際川三丁目38番2号	522-6600
志賀児童クラブ	錦織二丁目9番29号	525-3140
山中比叡平児童クラブ	比叡平一丁目45番4号	529-2471
藤尾児童クラブ	茶戸町10番1号	525-1428
長等児童クラブ	大門通11番27号	526-0998
逢坂児童クラブ	音羽台6番26号	526-2440
中央児童クラブ	島の関1番60号	526-0071
平野児童クラブ	馬場二丁目13番15号	525-0737
膳所児童クラブ	中庄二丁目8番17号	524-2972
富士見児童クラブ	富士見台42番16号	533-0955
晴嵐児童クラブ	光が丘町4番70号	534-7602
石山児童クラブ	石山寺三丁目11番20号	533-0709
南郷児童クラブ	南郷一丁目15番9号	534-1419
大石児童クラブ	大石東七丁目7番34号	546-7734
田上児童クラブ	関津六丁目19番1号	546-3048
上田上児童クラブ	平野一丁目18番5号	549-2181
青山児童クラブ	青山三丁目16番3号	549-2468
瀬田児童クラブ	大江四丁目2番60号	543-0058
第2瀬田児童クラブ	大江五丁目33番50号	543-2830
瀬田南児童クラブ	三大寺1番11号	545-6402
瀬田東児童クラブ	一里山三丁目4番1号	543-1813
瀬田北児童クラブ	大將軍一丁目14番2号	543-6606

インターネットを利用した電子申請について

以下に記載のある申請については、パソコン及びスマートフォンからも申請ができます。パソコンからの申請は大津市ホームページ内、児童クラブのページに電子申請ページへのリンクが貼付されていますので、クリックいただきページ移行してご利用ください。スマートフォンからの申請は下記QRコードをスキャンしてご利用いただくか、パソコン同様、ホームページのリンクをご利用ください。入所日以降にご利用可能です。

延長保育利用承認申請



延長保育の利用を申請するページにつながります。延長保育については入所案内6ページを参照してください。

延長保育利用 中止（変更）承認申請



延長保育の利用中止又は変更の利用を申請するページにつながります。延長保育については入所案内6ページを参照してください。

（連続して6日以上） 欠席届



休所日を除いて連続して6日以上欠席する場合に欠席届を申請するページにつながります。欠席届については入所案内2ページの保護者負担金の項目を参照してください。

通所登録抹消届（退所申請）



通所登録の抹消（退所）を申請するページにつながります。登録抹消については入所案内6ページを参照してください。

電子申請についてのお問い合わせは、児童クラブ課(528-2776)へご連絡ください。